

2.1.2.2. 部門別収支計算の方法

(1) 一次計上の方法

一次計上は、調査票および、収集データを基に、損益計算書へ計上し、診療科別収支表を得ることである。

医業収益のうち、入院料収益、入院診療収益、室料差額、外来診療収益、保険査定減は、該当部門へ直課する。

他の医業収益の勘定科目は、計上基準に則り、入院部門、外来部門、中央診療部門に計上する。

医業費用は、給与費（医師を除く）と医薬品費のみ当該部門に直課する。

なお、直課されなかった勘定科目は、勘定科目別に設定された計上基準に則り計上される。勘定科目ごとの計上基準は図表 2-12 となる。

図表 2-12 における「計上基準」列の内容は、図表 2-11 のとおりである。

ただし、計上基準名が“直課”で始まるものは、各部門への直課を表す。

また、“一括計上”で始まるものは、該当部門への全額計上を表す。

図表 2-11 計上基準名の説明

No	計上基準名	説明	
		範囲	比率に用いる値
1	レセ基本及び特掲点数比 ²	入院および外来のレセプト	基本診療料点数と特掲診療料点数の合計
2	レセ基本点数比		基本診療料点数の合計
3	レセ材料点数比		特定器材価格の合計
4	レセ特掲点数比		特掲診療料点数の合計
5	レセ薬剤点数比		医薬品金額の合計
6	延べ患者数比	収支計算ファイル①の患者数	患者数の合計
7	所属別医師勤務時間比	医師勤務に関する調査	医師の勤務時間の合計
8	所属別職員数比	収支計算ファイル④	職員数の合計
9	所属別面積比		面積
10	病床数比	収支計算ファイル①	病床数の合計
11	(職員給金額比)	収支計算ファイル②	職員給金額 ²

² (『常勤医師給』+『常勤看護師給』+『常勤技能労務員給』+『常勤事務員職給』+『非常勤医師給』+『非常勤看護師給』+『非常勤技能労務員給』+『非常勤事務員給』) の合計

図表 2-12 一次計上基準

科目1	科目2	科目3	科目4	計上基準	入団部門					中央診療部門				補助・管理部門											
					医務1	医務2	医務3	医務4	...	01内科	02外科	03消化器科	04地理科	...	手術	検査	診療科	リハ	薬剤	人工透析	栄養	放射線科	診療科	検査科	管理科
医療収益	入院料収益			直接(入院料収益)																					
	外来診療収益			直接(入院料収益)																					
	検査収益			直接(検査収益)																					
	医薬品収益			直接(医薬品収益)																					
	その他の医療収益			一括計上(他)																					
医療費用	材料費			直接(医療費)																					
	給与費			間接(医療費)																					
	設備費			間接(医療費)																					
	委託費			間接(医療費)																					
	設備維持費			間接(医療費)																					
	研究開発費			間接(医療費)																					
	経費			間接(医療費)																					
	診療科委託費			間接(医療費)																					
	検査科委託費			間接(医療費)																					
	薬剤科委託費			間接(医療費)																					
	放射線科委託費			間接(医療費)																					
	その他医療費			一括計上(他)																					
	診療科委託費			一括計上(他)																					
	医療外収益	本部収益			直接(本部収益)																				
		診療科収益			直接(診療科収益)																				
検査科収益				直接(検査科収益)																					
医薬品収益				直接(医薬品収益)																					
その他医療外収益				一括計上(他)																					
研究開発費				間接(医療費)																					
経費				間接(医療費)																					
診療科委託費				間接(医療費)																					
検査科委託費				間接(医療費)																					
薬剤科委託費				間接(医療費)																					
医療外費用	本部費用			直接(本部費用)																					
	診療科費用			直接(診療科費用)																					
	検査科費用			直接(検査科費用)																					
	医薬品費用			直接(医薬品費用)																					
	その他医療外費用			一括計上(他)																					
	研究開発費			間接(医療費)																					
	経費			間接(医療費)																					
	診療科委託費			間接(医療費)																					
	検査科委託費			間接(医療費)																					
	薬剤科委託費			間接(医療費)																					

注：白色部分に計上されることを表している。
* 直接できない場合は、レセ率別点数比を用いて計上する。

第2章

(2) 二次配賦の方法

二次配賦は、補助・管理部門に一次計上された医業費用、医業外収益および医業外費用について、入院、外来、中央診療部門へ配賦することである。

具体的には、補助・管理部門を診療支援系および運営管理系に大別し、それぞれに含まれる部門（部署）に一次計上された値を費目別に以下の基準に基づき配賦する。

図表 2-13 二次配賦の基準

科目		補助・管理部門							
		診療支援系			運営管理系				
		医事	用度	情報管理	総務	施設管理	図書室		
医業費用	給与費	延べ患者数比率			職員数比率	面積比率	医師数比率		
	委託費				延べ患者数比率				
	設備関係費								
	研究研修費				職員数比率	面積比率	医師数比率		
	経費								
	控除対象外消費税等負担額	—	—	—	(材料費+委託費)比	—	—		
	本部費配賦額				職員数比率				
医業外収益		—	—	—	職員数比率	—	—		
医業外費用		—	—	—	職員数比率	—	—		

(3) 三次配賦の方法

三次配賦は、中央診療部門の医業収支および医業外収支を、入院、外来部門に配賦することである。
 具体的には、中央診療部門に一次計上、二次配賦時点で計上された値を勘定科目別に以下の基準に基づき配賦する。

図表 2-14 三次配賦基準（全体）

科目	中央診療部門									
	手術	検査	画像診断	リハビリテーション	投薬	人工透析	栄養	地域連携		
医業収益	入院収益	K手術_SI点数比	D検査_SI点数比	E画像診断_SI点数比	Hリハビリテーション_SI点数比	F投薬_SI点数比	J088人工透析_SI点数比	食事療養費・標準負担額_SI点数比	B指導管理料、C在宅患者診療・指導_SI点数比	
	外来収益									
	その他の医業収益									
医業費用	材料費	医薬品費	等価係数(手術・材料費)×実施件数	等価係数(検査・材料費)×実施件数	等価係数(画像診断・材料費)×実施件数	Hリハビリテーション_IY点数比	F投薬_IY点数比	J088人工透析_IY点数比	食事療養費・標準負担額_SI点数比 B指導管理料、C在宅患者診療・指導_SI点数比	
		給食用材料費				Hリハビリテーション_SI点数比	F投薬_SI点数比	J088人工透析_SI点数比		
		診療材料費				Hリハビリテーション_TO点数比	F投薬_TO点数比	J088人工透析_TO点数比		
		医療消耗器具備品費								
	給与費	等価係数(手術・給与費)×実施件数	等価係数(検査・給与費)×実施件数	等価係数(画像診断・給与費)×実施件数	Hリハビリテーション_SI点数比	F投薬_SI点数比	J088人工透析_SI点数比			
	委託費	検査委託費	等価係数(検査・委託費)×実施件数	等価係数(検査・委託費)×実施件数	等価係数(検査・委託費)×実施件数	延べ患者数比				
		給食委託費	K手術_SI点数比	D検査_SI点数比	E画像診断_SI点数比					
		寝具委託費								
		医事委託費								
		清掃委託費								
		保安委託費								
	その他の委託費									
	設備関係費	〔三次配賦基準(設備関係費)参照〕								
	研究研修費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比						
雑費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比							
控除対象外消費税等負担	(材料費+委託費)比									
本部費配賦額	職員数比率									
医業外収益	職員数比率									
医業外費用	職員数比率									

(注) 表中の“点数”は、診療報酬点数を指す。また、SIは診療行為、IYは医薬品、TOは特定保険医療材料を表す。

第2章

「手術」、「検査」、もしくは「画像診断」部門については、特殊原価調査結果から導出した等価係数を診療行為別実施回数に乗じてこれを配賦係数とし、診療科別に、該当する勘定科目の費用を配賦する。

図表 2-15 三次配賦基準（手術、検査、画像診断部門）

		中央診療部門		
		手術	検査	画像診断
減価償却費	医療用器械備品減価償却費	等価係数（手術・設備関係費）×実施件数	等価係数（検査・設備関係費）×実施件数	等価係数（画像診断・設備関係費）×実施件数
	放射性同位元素減価償却費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
	その他の減価償却費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
器械賃借料	医療用器械備品賃借料	等価係数（手術・設備関係費）×実施件数	等価係数（検査・設備関係費）×実施件数	等価係数（画像診断・設備関係費）×実施件数
	その他の器械賃借料	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
租代家具		K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
修繕費	医療用器械備品修繕費	等価係数（手術・設備関係費）×実施件数	等価係数（検査・設備関係費）×実施件数	等価係数（画像診断・設備関係費）×実施件数
	その他の修繕費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
固定資産税等		K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
器械設備保守料	医療用器械備品保守料	等価係数（手術・設備関係費）×実施件数	等価係数（検査・設備関係費）×実施件数	等価係数（画像診断・設備関係費）×実施件数
	その他の器械設備保守料	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
器械設備保険料	医療用器械備品保険料	等価係数（手術・設備関係費）×実施件数	等価係数（検査・設備関係費）×実施件数	等価係数（画像診断・設備関係費）×実施件数
	その他の器械設備保守料	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比
	車両関係費	K手術_TO点数比	D検査_TO点数比	E画像診断_TO点数比

(4) 診療科について

収支計算における診療科は、図表 2-16 のとおりとした。

図表 2-16 診療科別収支計算に用いた診療科一覧

診療科コード	診療科名	診療科別収支計算に用いた診療科	備考
01	内科	内科	
02	精神科	精神・神経科	
03	神経科	神経科	
04	神経内科	—	神経科に含めた
05	呼吸器科	呼吸器科	
06	消化器科	消化器科	
07	胃腸科	—	消化器科に含めた
08	循環器科	循環器科	
09	小児科	小児科	
10	外科	外科	
11	整形外科	整形外科	
12	形成外科	形成・美容外科	
13	美容外科	—	形成・美容外科に含めた
14	脳神経外科	脳神経外科	
15	呼吸器外科	呼吸器外科	
16	心臓血管外科	心臓血管外科	
17	小児外科	小児外科	
18	皮膚ひ尿器科	—	使用しない
19	皮膚科	皮膚科	
20	ひ尿器科	ひ尿器科	
21	性病科	—	使用しない
22	こう門科	こう門科	
23	産婦人科	産婦人科	
24	産科	産科	
25	婦人科	婦人科	
26	眼科	眼科	
27	耳鼻いんこう科	耳鼻いんこう・気管食道科	
28	気管食道科	—	耳鼻いんこう・気管食道科に含めた
29	(欠)	—	
30	放射線科	放射線科	
31	麻酔科	麻酔科	
32	(欠)	—	
33	心療内科	—	内科に含めた
34	アレルギー科	アレルギー科	
35	リウマチ科	リウマチ科	
36	リハビリテーション科	リハビリテーション科	

2.2. 特殊原価調査

特殊原価調査は、手術、検査、画像診断部門で実施されたサービスについて種類別に給与費、材料費、設備関係費といった資源投入量を把握することを目的に実施した。

本調査研究では、特殊原価調査を通じて作成されたサービス種類別の資源投入量の換算値を等価係数とした。

等価係数は、一般原価調査の三次配賦の際に中央診療部門に属している手術、検査、画像診断部門に計上されていた費用を入院部門、外来部門に再配賦する際に配賦基準(係数)として用いる。

調査期間および調査対象は、図表 2-17 のとおりである。

図表 2-17 調査期間等

項目	説明
調査期間	平成 17 年 10 月診療月分
調査対象	手術部門、検査部門および画像診断部門
記入者等	手術部門、検査部門および画像診断部門の責任者等

特殊原価調査は、一次調査と二次調査で構成されており、それぞれ以下の項目についてデータ収集した。

一次調査では、手術に関するデータ、給与費および薬剤・材料費に関するデータ、外部に委託している検査に関するデータ、設備関係費に関するデータを収集した。

ただし、設備関係費に関するデータは、医療機器を対象とした。

二次調査では、一次調査で収集したデータを基に、院内で実施している検査に関するデータ、画像診断に関わるデータ、診療行為医療機器対応等のデータを調査した。

また、一次調査で収集した医療機器データを基に、診療行為医療機器対応等のデータについても収集した。